

令和8年度版

船員保険の ご案内

船員保険給付や健診、健康づくり事業など、
加入者の皆さまへ提供している
公的医療保険サービスをお知らせするものです。

目次

船員保険の各種給付金	P1-2
マイナ保険証・資格確認書	P3
退職後の医療保険の加入について	P4
生活習慣病予防健診（健診項目の拡充等）	P5
船員手帳健康証明書・特定保健指導	P6
船員保険健康アプリ	P7
無線医療助言事業・保養事業	P8
船員の健康づくり宣言	P9
健康づくりサポーター	P10
各種お問い合わせ・申請書送付先	P11

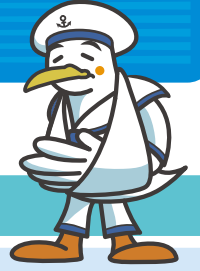
船員保険イメージキャラクター
かもめっせ



全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016
東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 14階
TEL : 03-6862-3060 (土日祝・年末年始除く 8:30~17:15)

船員保険の各種給付金



● 職務外で病気やケガをしたとき

給付の種類	こんなとき	給付額
療養費 (立替払)	医療機関等の窓口で資格確認ができず、医療費を全額自己負担したとき	かかった費用の7割
療養費 (治療用装具)	治療用装具を作成したとき	※小学校入学前の方、70歳以上で所得区分が一般の方・低所得の方は8割
傷病手当金	病気やケガの療養のため仕事を休み、給与が受けられないとき	1日当たりの支給額 = (支給開始日以前の連続した12か月間の標準報酬月額を平均した額) ÷ 30日 × (2/3)
出産手当金	出産のため仕事を休み、給与が受けられないとき	
出産育児一時金	妊娠4か月(85日)以上で出産したとき	○産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週以降の出産をした場合 1児につき500,000円 ○産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠22週未満または産科医療補償制度未加入の医療機関等で出産した場合 1児につき488,000円
高額療養費	医療費の支払いが高額になったとき	自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。 ※1 総医療費とは、保険適用される診療費用の総額(10割)です。 ※2 診療を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4か月目から「多数該当」となり、自己負担額がさらに軽減されます。 ※3 「区分ア」または「区分イ」に該当する場合は、市区町村民税が非課税であっても、自己負担限度額は標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」になります。

<70歳未満の同一月内の自己負担限度額>

所得区分	自己負担限度額計算式(※1)	多数該当(※2)
ア. 標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ. 標準報酬月額53万~79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ. 標準報酬月額28万~50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ. 標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
オ. 低所得者(※3) 被保険者が市区町村民税の非課税者	35,400円	24,600円

<70歳以上の同一月内の自己負担限度額>

所得区分	自己負担限度額計算式(※1)	
	個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)
現役並み所得者Ⅲ (標準報酬月額83万円以上)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 【多数該当140,100円】	
現役並み所得者Ⅱ (標準報酬月額53万~79万円)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 【多数該当93,000円】	
現役並み所得者Ⅰ (標準報酬月額28万~50万円)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 【多数該当44,400円】	
一般 (標準報酬月額26万円以下)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数該当44,400円】
低所得者Ⅱ (被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合)		24,600円
低所得者Ⅰ (被保険者と扶養家族すべての収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合)	8,000円	15,000円

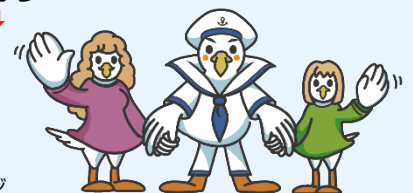
※現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税であっても現役並み所得者となります。

★マイナ保険証(または資格確認書)を医療機関の窓口で提示して、医療機関への情報提供に同意すると、精算時に窓口負担額が自己負担限度額までに軽減されます。

最新の情報ははこちらからご確認ください ↓






船員保険部ホームページ



※左表は令和8年4月1日時点の情報です。

給付の種類	こんなとき	給付額
葬祭料	亡くなられたとき	被保険者・被扶養者ともに 50,000 円
葬祭料付加金		<p>○被保険者 被保険者が亡くなられたときの標準報酬月額 2 か月分 から 50,000 円を差し引いた額</p> <p>※亡くなられた被保険者により生計を維持されていた方がいない場合 には、実際に葬祭をした方に対して標準報酬月額 2 か月分の範囲内 で葬祭に要した費用に相当する額から 50,000 円を差し引いた額</p> <p>○被扶養者 被扶養者が亡くなられたときの被保険者の標準報酬月額 の 1.4 か月分から 50,000 円を差し引いた額</p>
下船後の療養補償	乗船中にはじめて病気やケガをしたとき	<p>下船日から 3 か月目の末日までは、保険診療分の自己負担なし</p> <p>ただし、以下の場合には療養補償の対象外です。</p> <p>① 仕事が原因で発生した病気やケガ ② 乗船前から医療機関で治療を行っている病気やケガ ③ 虫歯や歯周病※ 1 年以上操業・航海している船舶（遠洋マグロ漁船等）に乗る長期乗船者は除く</p>

● 職務上で病気やケガをしたとき

給付の種類	こんなとき	給付額
休業手当金	<p>職務上の事由による病気やケガの療養のために仕事を休み、給与が受けられないとき</p> 	<p>① 休業 1 日目から 3 日目（労災保険給付の待期間）… 標準報酬日額の全額</p> <p>② 休業 4 日目から 4 か月以内… 標準報酬日額の 4 割から労災保険法の休業特別支給金の額を引いた額</p> <p>③ 療養開始 1 年 6 か月経過後で、船員保険の標準報酬日額が労災保険法で定める最高限度額を上回る場合（労災保険法の給付基礎日額が最高限度額を超える場合に限り）… 標準報酬日額から労災保険法に定める最高限度額を引いた額の 6 割</p>
休業特別支給金	<p>労災保険から休業（補償）給付を受け、その給付基礎日額が一定の水準を下回るとき</p>	<p>休業期間によって支給額が変動します</p> <p>詳しくはこちら → (船員保険部ホームページ)</p> 
行方不明手当金	<p>職務上の事由により行方不明になり 1 か月以上経過したとき</p>	<p>1 日につき、標準報酬日額相当額 (行方不明になった日の翌日から 3 か月を限度)</p>
その他年金等	<p>○職務上の事由による傷病で障害が残ったとき… 障害年金、障害手当金、障害差額一時金 など</p> <p>○職務上の事由で死亡し、遺族がいるとき… 遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金 など</p>	<p>職務上年金については船員保険部ホームページをご確認ください</p> <p>詳しくはこちら → (船員保険部ホームページ)</p> 

● 電子申請サービスが始まりました

船員保険部では、紙の申請書をご郵送いただくことで各種手続きを行ってありますが、従来の方法に加え、インターネットを通じて申請することができる「電子申請サービス」を開始いたしました。スマートフォン等で撮影した申請書や添付書類をアップロードすることで申請が可能となり、郵送代が不要になるとともに、船員保険部への申請書到着も早まります。事前に必要事項を記載した申請書や申請に必要な添付書類をご準備いただき、電子申請システム内のデータファイル送信機能にてご提出していただきます。

電子申請の利用・詳細については、電子申請特設ページをご覧ください →



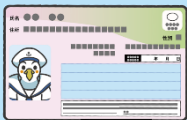
マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行しました

令和7年12月2日以降は従来の保険証は使用できなくなり、マイナ保険証での受診を基本とする仕組みに移行しました。医療機関等を受診する際には、以下のいずれかを提示することで、これまでどおり保険診療を受けられます。



医療機関等の受診方法

マイナ保険証



- 医療機関等にあるカードリーダーにかざして使用します。
- 電子証明書の有効期限が過ぎても3か月間は引き続き資格確認を受けることができます。
- マイナ保険証で資格確認ができなかった場合は以下を提示してください。

マイナ保険証 + マイナポータル画面 (PDF 含む) もしくは **マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ**

資格確認書



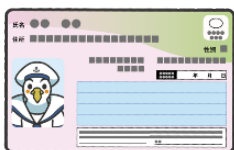
- 医療機関等の窓口で提示します。
- 従来の保険証と同様に保険診療を受けられます。
- 「資格確認書交付申請書」をご提出いただくか、今後資格取得される方は、資格取得届の「資格確認書発行要否欄」にチェックを入れていただくことで発行が可能です。
- 有効期限は最大5年です。

※令和7年12月2日以降、従来の保険証は使用できません。



用語解説

マイナ保険証



保険証として利用登録したマイナンバーカードのこと。初めてかかる医療機関でも、過去の診療履歴等に基づいたよりよい医療が受けられます。*

※診療情報の提供に同意した場合のみ

資格確認書

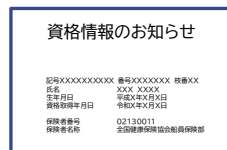


従来の保険証と同様に保険診療が受けられるカードのこと。有効期限は最大5年です。交付申請のほか、船員保険資格取得届の「資格確認書発行要否欄」にチェックしていただくことで発行が可能です。

資格確認書交付申請書はこちら → (船員保険部ホームページ)



資格情報のお知らせ



船員保険の資格情報が記載されたもので、全ての加入者に発行します。マイナ保険証で資格確認ができなかった場合は、マイナ保険証と合わせて提示することで保険診療が受けられます。

※資格情報のお知らせのみで保険診療を受けることはできません。

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利なマイナ保険証のご登録をお願いします。

利用登録はこちらから → (マイナポータル)



電子証明書の有効期限にご注意ください



マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合は、**マイナ保険証をご利用いただけません。**

電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面またはマイナポータルからご確認ください。有効期限の2~3か月前を目途に「有効期限通知書」が同封された封筒がご自宅に送付されますので、お住まいの市区町村窓口まで、忘れずに更新手続きをお願いします。

詳しくはこちら ↓



厚生労働省

各種お問い合わせ先

マイナンバーカード、マイナポータル、
その他マイナンバー制度に関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178

平日 9:30 ~ 20:00 土日・祝日 9:30 ~ 17:30
※年末年始を除く

※マイナンバーカードの紛失・盗難によるカードの一時利用停止については、24時間 365日対応

マイナ保険証、オンライン資格確認、
資格情報のお知らせ、資格確認書に関すること

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル
☎ 0570-015-369

平日 8:30 ~ 17:15 ※土日祝日、年末年始を除く
設置期間: 令和8年5月末まで (予定) ※6月1日以降は電話番号が変更となる場合がありますので、最新情報は船員保険部ホームページをご確認ください。
※日本語のほか、22か国語に対応

退職後の医療保険の加入について

退職により船員保険の資格を喪失した場合、新たな医療保険の選択肢として以下の3種類があります。

①国民健康保険



お住まいの市区町村役場にお問い合わせください

②船員保険の疾病任意継続



③ご家族の被扶養者



ご家族のお勤め先にお問い合わせください

手続き先	全国健康保険協会 船員保険部
加入条件	①退職日までに、 継続して2カ月以上 の被保険者期間があること。 ②退職日の翌日（資格喪失日）から 20日以内 に資格取得申出書が船員保険部に届くよう申請すること。
保険料	全額個人負担となり、退職前の保険料月額約2倍が目安となります（保険料月額には上限があります）。 ※疾病任意継続の保険料のお支払いについて、納付書に記載された納付期限までに保険料を納付できなかった場合は、資格が喪失しますのでご注意ください。

【扶養認定の際の添付書類について】

- 満16歳以上の方を扶養に入れる場合…収入を確認できる書類（学生であっても必要です）
- 被保険者と別居している場合…仕送りが確認できる書類（学生の場合は不要です）
- 疾病任意継続に加入の際に初めて扶養に入れる方がいる場合…被保険者との続柄を確認できる書類（住民票または戸籍謄（抄）本）

※在職時に被扶養者だった方が引き続き疾病任意継続に加入される場合は不要

疾病任意継続の手続等の詳細や、保険料、その他注意事項については、ホームページをご確認ください。

船員保険部
ホームページ



船舶所有者の皆さまへ
資格確認書が使用できるのは退職日までです

退職の際は、「被保険者資格喪失届」に資格確認書を添付して管轄の年金事務所にご提出ください。

※被扶養者がいる場合は被扶養者分もご返却ください。

※70歳～74歳の方については、高齢受給者証もご返却ください。

※退職以外で資格確認書が不要になった場合は、船員保険部へ直接ご返却ください。

退職日の翌日以降に誤って資格確認書を使用してしまうと、**医療費（総医療費の7割～8割）をお返しいただく**こととなりますのでご注意ください。



令和8年度からパワーアップ！生活習慣病予防健診

船員保険に加入している被保険者・被扶養者の方は、負担0円で充実した健診項目が受けられる生活習慣病予防健診がおすすめです！

ポイント ① がん検診が充実！

特に罹患数が多い胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの検査が受けられます。

ポイント ② 費用が無料！

船員保険部から健診費用の補助があるため、年度内に1度限り無料で健診を受けられます。
※ 総合健診の場合は負担上限額が4,986円です。



令和8年度からはここがパワーアップ！

① 健診の対象年齢を拡大します！

令和7年度まで

被保険者
35歳以上
被扶養者
40歳以上



令和8年度から

被保険者
35歳以上
被扶養者
40歳以上



被保険者
20・25・30歳
被扶養者
20・25・30・35～39歳

※20・25・30歳の方は胃がん検査を含みません

若く健康なうちからご自身の健康に関心を持っていただくため、従来の対象者に加え、20・25・30歳の被保険者様、20・25・30・35～39歳の被扶養者様も生活習慣病予防健診の対象になります。船員手帳の健康証明を受けられる健診機関もございます。

② オプション検査を拡大します！

- 前立腺がん検査：50歳以上が対象の前立腺がん検査が無料で受けられるようになります。
- 骨粗しょう症検査：40歳以上の偶数年齢の女性が対象の骨粗しょう症検査を新たに実施します。
- 子宮頸がん検診：対象年齢を従来の40歳以上から、20歳以上の偶数年齢に引き下げます。

申し込み方法

① 受診券を用意

毎年3月下旬に翌年度の受診券をお送りしています。健診の予約をする際に紛失や未着などでお手元にない場合は、下記一般財団法人船員保険会ホームページから再発行手続きが可能です。

② 健診機関へ申し込む

受診券に同封している健診パンフレットで健診機関をご確認の上、希望の健診機関へお申し込みください。

③ 受診する

以下のものを持参して受診してください。

- 受診券
- マイナ保険証（資格情報のお知らせと合わせて提示も可）、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面のいずれか
- 採便容器等
- 船員保険生活習慣病予防健診結果通知票
- 健診費用（追加費用が発生する場合）
- 船員手帳（健康証明の記載を希望する場合）

お問い合わせ

一般財団法人船員保険会

☎ 03-3407-6063
<https://www.sempos.or.jp/>



船員保険会ホームページ

船員手帳健康証明書の写しをご提供ください

船員保険部では、船員の皆さまの健康づくりをサポートするため、船員手帳健康証明書の写しのご提供をお願いしています。

＜対象＞ 生活習慣病予防健診（P.5）を受けていない方

＜提供箇所＞ 令和8年度の健診の結果等が記載されている、船員手帳の第十四表・第十五表・第十六表の写し

①第十四表

健康証明書 Medical Certificate <small>This certificate is issued under the provision of regulation 19 of SOW convention, 1976, as amended.</small>		船員手帳 Member No.	年齢 Age	性別 Sex
氏名 Name	船名 Ship Name	職業 Occupation	身長 Height	体重 Weight
船種 Ship Type	船籍 Home Port	船主 Ship Owner	血圧 Blood Pressure	心電図 ECG
自覚症状 Subjective symptoms	聴診結果 Auscultation findings	胸部X線検査 Chest X-ray	心電図 ECG	胸部超音波検査 Echocardiography
運動機能 Physical activity	心電図 ECG	胸部X線検査 Chest X-ray	心電図 ECG	胸部超音波検査 Echocardiography
視力検査 Vision test	聴診結果 Auscultation findings	胸部X線検査 Chest X-ray	心電図 ECG	胸部超音波検査 Echocardiography
聴力検査 Hearing test	聴診結果 Auscultation findings	胸部X線検査 Chest X-ray	心電図 ECG	胸部超音波検査 Echocardiography
握力 Grip strength	聴診結果 Auscultation findings	胸部X線検査 Chest X-ray	心電図 ECG	胸部超音波検査 Echocardiography

②第十五表

年齢 Age	性別 Sex	身長 Height	体重 Weight	血圧 Blood pressure	心電図 ECG	胸部X線検査 Chest X-ray	胸部超音波検査 Echocardiography
40歳以上	男性	170cm以上	75kg以上	160/100mmHg以上	異常あり	異常あり	異常あり
40歳以上	女性	155cm以上	65kg以上	160/100mmHg以上	異常あり	異常あり	異常あり
40歳以上	男性	170cm以上	75kg以上	160/100mmHg以上	異常あり	異常あり	異常あり
40歳以上	女性	155cm以上	65kg以上	160/100mmHg以上	異常あり	異常あり	異常あり

※胸部X線検査の撮影年月日が令和8（2026）年4月1日以降のもの

③第十六表

検査項目 Examination item	検査結果 Examination result	医師の署名 Signature of doctor
聴診結果 Auscultation findings	異常あり Abnormal	医師の署名 Signature of doctor
胸部X線検査 Chest X-ray	異常あり Abnormal	医師の署名 Signature of doctor
胸部超音波検査 Echocardiography	異常あり Abnormal	医師の署名 Signature of doctor

提供すると
こんなサービスが
受けられる！



- ① 保健師などの専門職による生活習慣改善のための特定保健指導が利用できます
- ② 健診結果に応じたオーダーメイドの健康情報の提供が受けられます
- ③ 健康情報満載の「船員保険健康アプリ」にて健診結果が閲覧できます

船員保険法第111条第2項・第3項により船員保険部は健康診断に関する記録の写しの提供を求めることができ、船舶所有者は求めに応じなければならないとされています。

＜提供先・お問い合わせ先＞ 〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
 全国健康保険協会 船員保険部 船員保険管理グループ ☎03-6862-3060（土日祝・年末年始除く8:30～17:15）

特定保健指導を受けて健康を目指そう

○特定保健指導とは？

40歳～74歳の被保険者・被扶養者の方のうち、健診結果や生活習慣の問診等から、メタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方に対して行うサポートです。

○対象になる方

腹囲 男性 85cm以上 女性 90cm以上

または

BMI 25以上



さらに以下の追加リスクが1つでもあれば
特定保健指導対象者に該当します



血糖

脂質

血圧

喫煙歴

○どんなサポートが受けられるの？

保健師などの健康に関する専門家から、自分の生活習慣にあった無理のないアドバイスを受けることができます。

STEP1 目標と行動計画の設定

初回面談

ライフスタイルや体の状態に合わせて、生活習慣の改善に向けた取組について、具体的な行動計画を専門家と一緒に考えましょう
 初回面談は、健診当日やオンラインでのご利用も可能です

STEP2 3か月チャレンジ！

行動計画の実践

STEP1で考えた運動や食事、飲酒等の生活習慣を改善する取り組みを実践しましょう
 3か月のチャレンジ中、保健師または管理栄養士が応援します

STEP3 ゴール！！

目標達成度のチェック

腹囲や体重の減少など、目標を達成できたか確認します
 チャレンジ終了後の取組のアドバイスを専門家から受けられます

○特定保健指導を受けるまでの流れは？

- ① 健診当日に受ける場合… 特定保健指導に該当する方にはお声がけしますので、指示に従い受けてください。
- ② 後日受ける場合… 後日、船員保険会から特定保健指導利用券をお送りしますので、同封物をご確認いただき、ご希望の実施機関をご予約の上予約日に受けてください。

インターネットからのお申込み・その他詳細は下記までお問い合わせください。

船員保険情報センター 〒105-0023 東京都港区芝浦1丁目11-4 ☎03-6722-0448（土日祝除く9:00～17:00）



船員保険情報センター
ホームページ

健康を持ち歩こう 船員保険健康アプリ

船員保険健康アプリは、ご自身の健診結果の閲覧、健診結果に基づく個別の改善アドバイス、健康記事の配信、船員保険部からの最新情報配信のほか、健康づくりのお役に立てる機能が多く備わっています。お手持ちのスマートフォン、タブレット、パソコンからぜひご利用ください。

アプリを登録すると

最大5年分の健診結果*が
閲覧できる

*全国健康保険協会船員保険部が保有する健診結果に限ります。

健診結果に合わせた
個別アドバイスが受けられる

医師や著名人から
多彩な健康情報を毎日お届け

船員保険部から制度改正などの
最新情報が届く

利用できる方

● 船員保険に加入している15～74歳の方

※ 船員保険の加入者資格がある間のみご利用いただけます。

【アプリリニューアルに伴う再ダウンロードのお願い】

令和7年10月27日以前に船員保険健康アプリをダウンロードした方は、
令和7年10月28日以降に初めてログインする際アプリの再ダウンロードが必要です。
(旧アプリのログイン時に表示される案内をご覧ください)



ダウンロードはこちら！



iPhone
(iOS13以降)



Android
(OS9以降)



船員保険健康アプリについてのお問い合わせ先


「MY HEALTH WEB」ヘルプデスク
TEL : 03-5213-4467
平日 9:00～17:00

初回登録に必要な「保険者番号」**02130011**

航海中の急病・ケガに無線医療助言をご利用ください！


無線医療助言事業とは、海上のすべての船舶に対して、無線による医療助言を24時間365日体制で実施する事業です。航海中の船舶内において急病人やケガ人が発生した際に、船舶内の衛生管理者等からメール・電話・FAXにより寄せられる助言要請に対し、速やかに医師による救急処置の指示等の医療助言を行うことにより、船員の健康を守り、船員の生命の安全を図ることを目的としています。JCHO 東京高輪病院および JCHO 横浜保土ヶ谷中央病院に委託しており、費用は無料（通信料は有料）です。

洋上の船舶からの医療助言要請



インマルサット衛星通信等による
世界中の海域からの要請

病院



24時間体制による
医師の医療助言
(メール・電話・FAX)


JCHO東京高輪病院

E-mail : tokyo@museniryjo.jp
TEL : 03-3443-9191
FAX : 03-3440-5368

JCHO横浜保土ヶ谷中央病院

E-mail : yokohama@museniryjo.jp
TEL : 045-331-1251
FAX : 045-334-0154

※医師の状況によっては、助言にお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。


詳しい利用方法等は [こちら](#) → 

電話健康相談もご利用ください！

24時間365日、看護師等が体調やメンタルヘルスに関するご相談に応じます。
電話またはチャットボットから、被保険者とその扶養家族がご利用いただけます。

0120-018-620

(通話料・相談料無料)
委託先：ティーベック株式会社

チャットボットによる
ご相談はこちら ↓ 

お得に泊まってリフレッシュ！ 船員保険 保養事業のご案内

旅行代理店の契約宿泊施設
旅行日の10日前までに申し込みが必要です

<p>対象の方</p> <p>船員保険の加入者</p>	<p>補助額</p> <p>1泊 3,000円</p>	<p>利用回数</p> <p>お1人につき年4泊まで (4月から翌年3月まで)</p>	
<p>ご利用方法</p>			
<p>窓口・電話・メールのいずれかで申し込み 旅行代理店（近畿日本ツーリスト、JTB、日本旅行、HIS）にお申し込みください</p>			
<p>Step 1 旅行代理店へ予約</p> <p>旅行代理店の窓口またはお電話により宿泊施設を予約する（船員保険に加入している旨をお伝えください）</p>	<p>Step 2 船員保険へ申請</p> <p>船員保険ホームページの利用申込フォームより申請（郵送での申請も可能）</p> <p>※旅行日の10日前までにお申し込みが必要</p>	<p>Step 3 利用申込書の到着</p> <p>船員保険から利用申込書が届く</p>	<p>Step 4 旅行代理店へ旅行代金の支払い</p> <p>利用申込書を旅行代理店へ提示する</p> <p style="color: #00a08a;">精算時のお会計から 1泊あたり3,000円 OFF!</p>

船員保険保養所等
全国11施設 資格情報のお知らせ等の提示で補助が受けられます

<p>対象の方</p> <p>船員保険の加入者</p>	<p>補助額</p> <p>1泊 3,000円</p>	<p>利用回数</p> <p>何度でも何日でも</p>
<p>ご利用方法</p>		
<p>保養所等の窓口で、資格情報のお知らせ等をご提示ください。 社員旅行の場合でも、補助を受けたい方全員分の資格情報のお知らせ等をご提示いただくと同様の補助が受けられます。 ※団体での宿泊ご予約方法は別途、保養所等にお問い合わせください。</p>		

利用申込や船員保険保養所等についての詳細は [船員保険部ホームページ](#)をご覧ください →



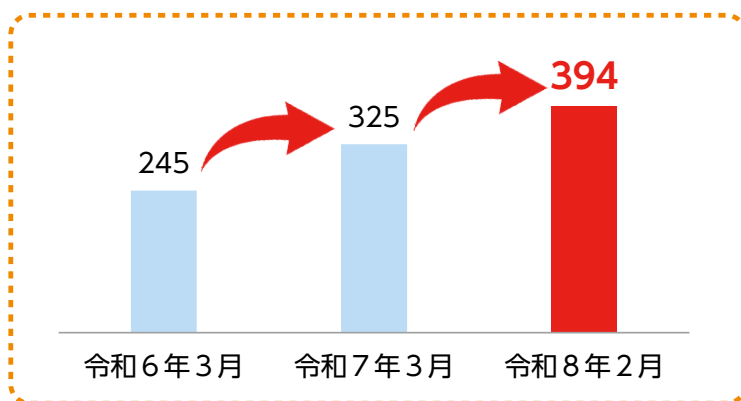
船員保険 保養事業

検索

船員の健康づくりを始めるなら 船員の健康づくり宣言

船員保険部では、船員の健康づくりを進める船舶所有者さまのサポートを目的に、「船員の健康づくり宣言」という取組を行っています。

令和7年度は394社を突破！多くの船舶所有者さまにエントリーいただいております。「船員の健康づくりを始めたいけれど、何から始めていいのかわからない」「健康づくりの方法を増やしたい！」そんな船舶所有者さまにぜひおすすめです。



「船員の健康づくり宣言」について動画を作成しました！ぜひご覧ください

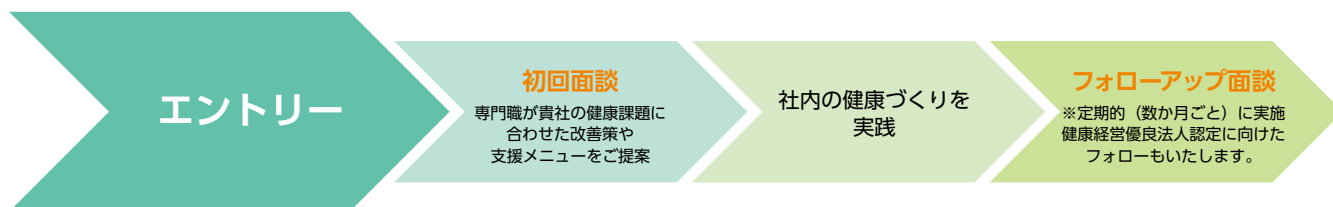


船員保険部YouTubeチャンネル

アクティブコース



貴社との面談を通して健康課題を洗い出し、船員保険部がご用意している支援メニューを活用しながら健康づくりを実践するコース

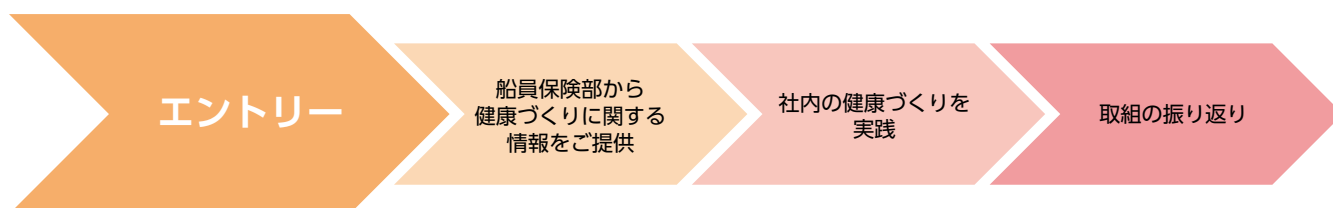


健康経営優良法人とは？

優良な健康経営（※）を実践する事業を年に一度経済産業省が顕彰する制度です。中小規模法人部門の申請には、保険者（全国健康保険協会船員保険部等）が実施する健康宣言事業へのエントリーが必須です。※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

シンプルコース

船員保険部からの情報提供を活用してできることからチャレンジするコース



エントリーや詳細はこちらから ➡
(船員保険部ホームページ)



健康課題に合わせた支援メニューを無料でご利用いただけます！

★ …アクティブコース専用メニュー

<p>健康づくり専門職との面談 ★</p> <p>保健師・管理栄養士が健康度カルテをもとに健康課題と改善策を提案いたします</p> 	<p>産業医健康面談 ★</p> <p>健康に不安を感じている船員本人はもちろん、健康づくりの担当者も面談できます</p> 	<p>食事・栄養 WEB相談室 ★</p> <p>船内での食事・栄養について、管理栄養士にオンラインで相談できます！</p> 	<p>出前健康講座 ★</p> <p>健康課題や、ご希望のテーマに合わせた講座を開催します</p> 
<p>船員デンタルケアキット ★</p> <p>お口の中の状態を自分で確認できるセルフケアキットをご提供します</p> 	<p>健康づくり好事例集や健康情報誌等のご提供</p> <p>健康づくりの取組の好事例や、季節の健康情報などを掲載した冊子等をお送りいたします</p> 	<p>オンライン禁煙プログラム</p> <p>完全オンラインで卒煙カウンセラーの禁煙サポートが受けられます</p> 	<p>電話健康相談</p> <p>24時間365日専門スタッフによる健康に関するアドバイスを受けられます</p> 



「船員の健康づくり宣言」と一緒に！ 健康づくりサポーターへご登録ください



船員保険部から健康づくりに関する情報を確実にお届けし、健康づくりを円滑に推進するため、船舶所有者様に健康づくりサポーター（健康づくりご担当者）のご登録をお願いしております。お勤めの方であればどなたでも登録可能です。ご協力いただける内容に応じて3つのコースからお選びいただけます。

シンプル

- 自社船員に健康情報を提供する等、健康づくりをサポートする。
- 船員保険制度等に関する広報に協力する。(船内掲示など)

\\ おすすめ! //

スタンダード

シンプルコースの内容
+
船員保険の各種申請等、
加入者からの相談に協力する。

アクティブ

スタンダードコースの内容
+
船員保険部からの
アンケートに協力する。

右記二次元コードから登録用紙をダウンロードし、必要事項をご記入の上 FAX または郵送でご提出ください。

※船員の健康づくり宣言エントリーシートから同時登録も可能です。



船員保険部ホームページ

各種お問い合わせ・申請書送付先一覧

全国健康保険協会船員保険部

船員保険部への申請・届出は
下記まで郵送いただくようお願いします

〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2
ステージビルディング14階
全国健康保険協会船員保険部

申請書は船員保険部ホームページから
ダウンロードできます▼



船員保険資格確認書交付申請書
船員保険資格情報のお知らせ交付申請書
船員保険高齢受給者証再交付申請書

船員保険出産手当金支給申請書
船員保険出産育児一時金支給申請書
出産費貸付金貸付申込書

船員保険療養費支給申請書
船員保険傷病手当金支給申請書
船員保険高額療養費支給申請書
高額医療費貸付金貸付申込書
船員保険療養補償証明書(下船後の療養補償)
船員保険限度額適用認定申請書
第三者行為による傷病届など

疾病任意継続被保険者資格取得申出書
疾病任意継続被保険者資格喪失申出書
疾病任意継続被保険者被扶養者(異動)届
船員保険葬祭料(費)支給申請書など

船員保険休業手当金支給申請書
船員保険行方不明手当金支給申請書
障害給付裁定請求書・遺族給付裁定請求書など

仕事が原因の病気やケガで、船員保険へ保険給付を申請する場合は、労働基準監督署に提出した請求書とその添付書類の写しを船員保険部にご提出ください。(場合によっては、他に添付書類が必要となる場合があります)

地方運輸局

雇用保険に関すること
離職後、船員の求人を探す場合の失業給付など

船舶所有者に
関するもの

船員の採用

給与・賞与

資格確認書等
(再)交付

氏名・住所
変更

出産
育児休業

病気・ケガ
(職務外)

退職・死亡等

病気・ケガ
(職務上)

求職

年金事務所

船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届
船員保険・厚生年金保険船舶所有者氏名(名称)
住所(所在地)変更届
船員保険・厚生年金保険不適用船舶所有者届など

船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
船員保険被扶養者(異動)届
船員保険(職務外疾病部門)適用除外該当・
非該当届など

船員保険・厚生年金保険被保険者報酬
月額変更(基準日)届
船員保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
船員保険・厚生年金保険賞与不支給報告書など

船員保険被扶養者(異動)届
船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更・訂正届
船員保険・厚生年金保険被保険者住所変更届など

※被保険者の氏名・住所の変更情報については、日本年金機構がマイナンバーを活用し、船員保険部に情報提供を行うため、被保険者の氏名変更・住所変更の届出は原則不要です。被扶養者については、氏名変更の届出省略は行われないため、引き続き届書の提出が必要になります。

船員保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書
船員保険・厚生年金保険産前産後休業取得者変更(終了)届
船員保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書
船員保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届など

船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届など

都道府県労働局

労働保険料の届出 納付に関すること

労働基準監督署

労災保険の届出に関すること
職務上疾病・年金(労災保険の給付)に関すること
平成22年1月1日以降に発生した職務上の病気やケガの補償など

公共職業安定所

雇用保険に関すること
離職後、船員以外の求人を探す場合の失業給付、教育訓練給付、雇用継続給付(育児休業給付、介護休業給付)など